

令和 5 年 製菓衛生師試験受験案内

愛知県保健医療局

- 1 試験日時 令和 5 年 8 月 8 日（火）集合時刻：午後 1 時
（試験時間：午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分）
- 2 試験会場 **名古屋国際会議場**
名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号
- 3 試験科目 **衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技**
（実技については和菓子、洋菓子、製パンから 1 つ選択）
ただし、職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）別表に掲げる検定職種のうち、**菓子製造に係る 1 級若しくは 2 級又はパン製造に係る特級、1 級若しくは 2 級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができます。**
- 4 受験資格 次のいずれかに該当する者
- (1) 中学校を卒業した者（旧国民学校高等科を修了した者及び旧中等学校の 2 年の課程を修了した者を含みます。以下同じ。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、出願日現在で菓子製造業*に従事した期間が 2 年以上となるもの
*「菓子製造業」とは、菓子を製造する営業で食品衛生法第 55 条第 1 項の許可を受けて営むものをいいます。
- (3) 昭和 41 年 12 月 26 日現在菓子製造業に従事していた者であって、菓子製造業に従事した期間が出願日までに 3 年を超えるもの
- 5 受験手続
- (1) 受付期間
令和 5 年 6 月 12 日（月）から 6 月 16 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 受付場所
愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課（愛知県自治センター9 階）、県内（**名古屋市内を除きます。**）の各保健所、保健所保健分室、保健所駐在及び新城保健所設楽出張窓口（開所時間内に限る）、ただし、豊橋市保健所にあつては豊橋市内、岡崎市保健所にあつては岡崎市内、豊田市保健所にあつては豊田市内、一宮市保健所にあつては一宮市内にそれぞれ住所を有する方のみ受付をします。
※願書は原則として受験者本人が持参してください（**郵送では受け付けません。**）。
- (3) 提出書類
- ア **受験願書**（所定の様式を用いてください。）
- イ **受験資格を証明する書類**（受験資格(1)に該当する人は(イ)、(2)に該当する人は(イ)及び(ウ)、(3)に該当する人は(ウ)の書類）
ただし、**令和 2 年**以降に愛知県が実施した製菓衛生師試験の受験票を提出する場合は、(イ)、(イ)及び(ウ)の書類を省略することができます。
- (イ) 中学校・高等学校等の卒業を証する書類
卒業証書を提出する場合は、原本と写しを持参して照合を受けてください。卒業証明書を提出する場合は、写しではなく原本を提出してください。
なお、中学校・高等学校等とは、学校教育法による中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校（卒業証書に高等課程、専門課程と記載のあるものに限る。）をいい、専修学校の一般課程及び各種学校は除きます。
- (ウ) 知事の指定する製菓衛生師養成施設(※)の卒業（修了）証書の原本及びその写し又は卒業（修了）証明書又は履修証明書
※平成 27 年 3 月 31 日以前に厚生労働大臣が指定した製菓衛生師養成施設も、知事が指定したとみなします。
- (イ) 菓子製造業従事証明書（受験願書の裏面、所定の様式を用いてください。）
- ウ **写真**（出願前 6 か月以内に正面向、上半身、脱帽、無背景で本人のみを撮影した縦 4.5cm、横 3.5cmで、裏面に氏名を書いたもの。スナップ写真不可。）

なお、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとする者は、**菓子製造に係る1級若しくは2級又はパン製造に係る特級、1級若しくは2級の技能検定の合格証書とその写しをア～ウの書類に追加してください。**

6 受験手数料 10,600円

手数料分の愛知県収入証紙（愛知県収入証紙の売りさばき場所にて購入できます。）を受験願書の所定欄に貼付して納付してください。いったん納入された受験手数料はお返できません。

7 合格発表 令和5年9月14日(木)

愛知県内(名古屋を除きます。)の各保健所、保健所保健分室、保健所駐在及び新城保健所設楽出張窓口（開所時間内に限る）、並びに愛知県県民相談・情報センター、東三河総局広報コーナー、各県民事務所広報コーナー（知多、海部及び西三河）、新城設楽振興事務所広報コーナー及び愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/>）に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者へは合格証書を送付します。

なお、**電話等による合否の問い合わせには、一切お答えできません。**

8 合否基準

原則として、全科目の合計点が満点の6割以上である者を合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

9 その他

- (1) 受験案内、受験願書の用紙等は、保健医療局生活衛生部生活衛生課及び上記合格発表の場所で配布します。
- (2) 受験願書の受付場所及び試験会場へは、公共交通機関をご利用ください。
- (3) 試験会場は、全面的に禁煙です。
- (4) 合格発表日から1か月間、ご自分の試験の結果（総合得点及び科目別得点）をご覧いただけます。希望される方は、受験票と運転免許証など受験されたご本人であることを確認できる書類をご持参の上、愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター2階）にお越しください。なお、個人情報保護のため、代理の方にはお見せできませんのでご了承ください。
- (5) 他県に住所地がある方も受験できます。
- (6) 愛知県の製菓衛生師試験は、年1回行います。
- (7) 時計機能として携帯電話等の通信機器は試験会場に持ち込めません（腕時計等を持参してください。）。
- (8) 台風の影響により、暴風警報の発令、公共交通機関の不通等が生じた場合の試験の延期については、試験日の午前10時30分までに決定し、愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/>）に掲載します。ウェブページ又は保健医療局生活衛生部生活衛生課に問い合わせ確認してください。延期となった場合は、別途通知します。

試験会場案内図

試験会場へは、必ず公共交通機関をご利用ください。

名古屋国際会議場 2号館（名古屋市熱田区熱田西町1番1号）



地図等は名古屋国際会議場より転載

・地下鉄名城線「西高蔵駅」（2番出口）もしくは地下鉄名港線「日比野駅」（1番出口）下車、駅から徒歩5分。

試験会場は禁煙です。

※ 試験会場付近には合否連絡サービス等の勧誘をする業者がありますが、本県とは一切関係ありません。

その他不明な点は、県内（名古屋市内を除きます。）の保健所・保健所保健分室又は保健医療局生活衛生部生活衛生課 電話052-954-6296（ダイヤルイン）へお問い合わせください。